

日光市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年6月19日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 荒 川 礼 子

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 監査の対象 | 日光保育園、所野保育園 |
| 2 監査の期間 | 令和6年4月8日～令和6年4月17日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和6年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

日光保育園、所野保育園

4 監査の期間

令和6年4月8日～令和6年4月17日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和6年2月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は園長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調査と施設の状況を調査した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（2）指摘事項

ア 会計年度任用職員の年次休暇取得について、取得単位に誤りが見受けられた。（日光保育園）

イ 会計年度任用職員について、「通院」を理由とした職専免取得が見受けられた。（所野保育園）

8 意見及び要望

なし